

これって「おとり広告」！？ お部屋探して出くわす「募集条件と実際の物件情報のズレ」 ユーザーが不満を感じる第2位は「家賃が実際と違う」、第1位は？

お部屋探しのリーディングカンパニー株式会社CHINTAI（本社：東京都港区 代表取締役会長兼社長 佐藤茂）は、過去にインターネットで賃貸物件を探したことのある20～39歳の男女を対象に「不動産広告の表示に対する消費者意識調査」を実施しました。

費用に関する情報相違よりも不満が多かった項目とは？

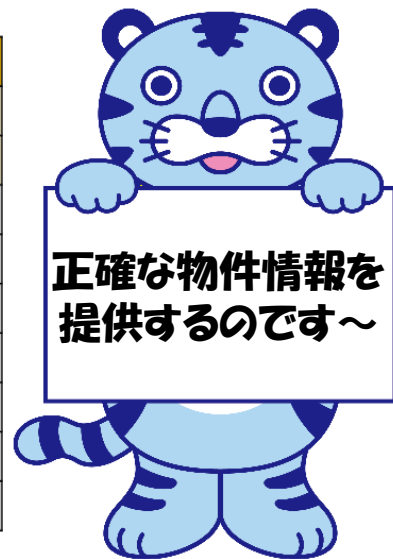
CHINTAI情報審査室では、「不動産広告の表示に対する消費者意識調査」のアンケート内で、「インターネットに掲載されている募集情報と実際の物件情報が異なっていた際に不満を感じることを」ランキング化しました。

第1位は、「すでに申し込みが入っていて内見できない物件だった」でした。ポータルサイトなどで希望物件を見つけ、いざ来店した時には物件が埋まってしまっていた、という状況に対して不満を感じるユーザーが一番多いという結果となりました。2位と3位には「募集条件の家賃が実際と異なっていた」「募集情報の敷金/礼金/共益費が実際と異なっていた」という費用に関する内容がランクイン。賃貸物件の引越しにかかる費用は高いため、費用情報に間違いがあると不満を感じるユーザーが多いようです。

お部屋探しのユーザー不満度ランキング

1位	すでに申し込みが入っていて内見できない物件だった	158件
2位	募集情報の家賃が実際と異なっていた	126件
3位	募集情報の敷金/礼金/共益費が実際と異なっていた	94件
4位	間取り図が実際と異なっていた	84件
5位	募集情報に必須費用の記載がなかった	80件
6位	物件から駅までの徒歩分数が実際と異なっていた	72件
7位	必要な入居条件について記載がなかった	63件
8位	実際にはついていない設備が表示されていた	57件
9位	入居できる時期が実際と異なっていた	50件
10位	物件が所在する階数が実際と異なっていた	43件

※最も不満を感じる項目上位5つまで複数選択した結果を集計



調査概要

- ・調査タイトル: 不動産広告の表示に対する消費者意識調査
- ・調査期間: 2023/09/19～2023/09/26
- ・調査対象者: 20～39歳で過去1年以内にネット検索でお部屋探しをした事のある男女(有効回答数1107人)
- ・調査方法: インターネット(調査委託先 株式会社ジャストシステム(Fastask))
- ・エリア: 東京、埼玉、神奈川、千葉、北海道、愛知県、大阪府、京都府、広島県、福岡県

今回のランキングについて情報審査室コメント

1位にランクインした申し込みが入っていて内見できない物件について、インターネットに掲載されている物件情報の多くは、仲介会社が家主や管理会社に空室等の情報を確認したうえで、手作業で更新しています。そのため最新の情報が更新されるまでにタイムラグが発生し、「実際は申込が入っているのに空室として掲載されている」という状況を招くことがあります。ユーザー側ができるチェックとしては、物件情報の更新日を確認することも方法の一つです。更新日が1週間以上前の日付になっている場合は、不動産会社への来店前に「内見可能かどうか？」を電話で確認してみるのもよいです。

2位・3位ランクインした費用については、多くの方がお部屋探しにおいて重要視する条件ですので、情報相違に対する意識も高い傾向です。例えば家賃に影響する条件として「2年間の定期借家契約」や「ペットと入居時は敷金が割増」などがあります。同条件の周辺物件と比較して家賃に極端に差がある場合は、物件情報の備考欄までしっかりチェックし、共用部の設備や入居時の条件などと照らし合わせながら、家賃の妥当性を判断するのがよいでしょう。

6位にランクインした物件から駅までの徒歩分数に関しては、地図サイト等でユーザー自身で調べることができ、相違があっても事前を知ることが出来るため不満度も低い結果となりました。来店時に不満を感じないためには事前に不動産会社へ確認し、条件を整理したうえでお部屋の内見に臨むことが重要です。

正確な物件情報の提供のために

CHINTAI情報審査室では、物件情報の精度を向上させるために独自の審査活動をしています。またこれから掲載情報の正確性No.1を目指し、お客様により良い物件情報をお届けできるよう努めております。

①信頼できる不動産会社の選定

独自調査により、取引する不動産会社の内容や経歴を事前に確認しています。

②厳しい審査基準を制定

「宅地建物取引業法」を遵守し、不動産公正取引協議会が定める「不動産の表示に関する公正競争規約」「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に準じた掲載を行っています。さらにCHINTAIが独自の物件広告掲載基準を設け、より正確で判り易い広告掲載に努めています。

③掲載物件を定期的に確認

掲載物件の中から、一定基準に該当する物件を抽出し、掲載内容の確認を行っています。

④掲載店舗に対し『広告ルール検定』を実施

広告ルールに関する独自の検定(CHINTAI広告検定)を行うことにより、広告ルールの知識を推進し、ルールの理解不足による誤った掲載防止を目指しています。

会社概要

・株式会社CHINTAI

https://www.chintai.jp/?utm_source=public_relations&utm_medium=press_release&utm_campaign=PR

お部屋探しのリーディングカンパニーである株式会社CHINTAIは、「住まい」「お部屋」をベースに、暮らしを豊かにするためのさまざまなサービスを運営するメディア会社です。

賃貸物件検索サイト『CHINTAIネット』を中心に、「安心・安全」かつ「心に残る」サービスをご提供します。

【メディアからのお問合せ先】

株式会社CHINTAI 広報室 杉山

MAIL:koho@chintai.co.jp

※休日のお問合せに対するご返答は翌営業日以降となります。ご了承ください。